

鳥取市Uターン者就職活動交通費支援事業補助金（概要）

鳥取県鳥取市

「鳥取市Uターン支援登録制度」に登録された者が、市内で行う就職活動（採用試験、合同就職面接会、市内企業訪問）に要する交通費の一部について補助します。

1 対象となる人（次の(1)～(4)のいずれも該当する人）

- (1)就職活動を行った日の属する年度の3月31日時点で、満18歳以上40歳未満の人
 - (2)就職活動時に鳥取県外に住んでいる人
 - (3)「鳥取市Uターン支援登録制度」に登録している世帯
 - (4)鳥取市内に事務所を有する企業等へ就職を希望する人
- ※国、県、市町村その他公的支援機関又は市内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けている場合は、交付対象となりません。

2 対象となる事業

市内で行われる採用試験、合同就職面接会、市内企業訪問
※インターンシップ、公務員試験（国、県、市町村）は除きます。
対象経費：1回の就職活動に要した往復交通費実費相当額

3 補助額

交付対象者が居住している都道府県					都道府県庁間の距離 (km)	交付額 (円)
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	800以上	15,000
山形県	福島県	鹿児島県	沖縄県			
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	500以上～ 800未満	10,000
東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県		
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県		
宮崎県						
富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	300以上～ 500未満	5,000
愛知県	三重県	山口県	愛媛県	高知県		
滋賀県	京都府	奈良県	和歌山県	広島県	200以上～ 300未満	4,000
徳島県	香川県					
大阪府	兵庫県	島根県	岡山県		200未満	3,000

※都道府県庁間の距離計算について

鳥取県庁から各都道府県庁所在地までの距離計算については、一般道路及び有料道路の距離（最短経路）をもとに設定。

4 申請方法

・就職活動を行った日から30日以内に下記の書類をそろえて申請してください。

- ①交付申請書兼請求書
- ②免許証、学生証、住民票など住所が鳥取県外であることが確認できるもの
- ③本人または同一世帯員が鳥取市内出身者であることが確認できるもの
（住民票除票または戸籍の附票など）
- ④就職活動実施証明書

※申請は、同一年度内において1人1回限りです。

【問い合わせ】

鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116

Tel:0120-567-464 Email:chiikishinko@city.tottori.lg.jp